


日 月 送 受 号 課 局 議 合				標 号 課 局 管 主							
第 号 送 受 月 月 日 日	第 号 送 受 月 月 日 日	第 号 送 受 月 月 日 日	第 号 送 受 月 月 日 日								
								案 起			
								昭和 25 年 10 月 5 日			
本日午後横浜のケア物資事務所長エードリアン 引揚援護庁援護局長 児童局長 社会局長 渉外課長				課 長							
				事務官							
				主任							
判決				起案用紙(丙)							
昭和 25 年 10 月 5 日				10 月 5 日							
合 校				行 施							
受 局 付 課				10 月 5 日							
月 第				日 号							
日 号				へ 送 る							
月 日				月 日							

丙

ゴリリ氏より別添の如き趣旨の電話連絡があったから承
お願います。

(なお、電話の不明瞭の裏があるので、その裏御了承

あり度い)

一、ケアは米國の余剰食糧を利用してさし当り(十月後半)
一〇〇,〇〇〇箇の食糧小包を寄贈したい計画を進めている。
(註、米國の余剰食糧は農務省に於て買上げ貯蔵
せられ、食品の市價を維持する爲、國內で販賣する
ことを禁じている。)

二、寄贈名宛は厚生省を通じ吉田首相又は皇室と致したい
つもりであるが、用途は左の区分に依りなく、必要の数字と
十月九日(月)ゴリーリー氏が厚生省を訪問する時までには
調査しお示し願わない。(人数と食品別数量)

ハ 大学生で自分の足りなげのもの(栄養不良等)乃至結核等で

厚生省

食糧の補足を要するもの(さし当り東京とする)

脂肪分(食油・バター)小麦粉、若し可能なら砂糖

二、引揚者で農業用拓者等補足食糧を必要とするもの。

米、大豆、乾葡萄、乾除果物、スキムミルク

三、学校給食関係

スキムミルク外

四、保育所給食関係(主としてスキムミルク)

三、右に掲げた対象及び品種は試案である他に適當な対象、品種等
が考えらるるなり意見を数字でうかがいたい。将来、綿花、羊毛等
も考えている。

四、本計画はラ、委員会とも協力し、今委員会意見も尊重して実行致し底。